

出雲市子ども・子育て支援事業計画（第二期）について

＜計画の構成＞

- ▶ 出雲市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（以下「第二期事業計画」という。）は、平成 31 年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」（以下「現計画」という。）を引き継ぎ、本市における子育ての支援を継続的に実施していく基本となる計画であることから、基本的に現計画と同様の構成とします。

※「現計画」の構成

第 1 章 計画策定にあたって

- I 計画策定の趣旨・位置づけ
- II 計画の基本的視点
- III 計画の期間
- IV 計画の対象
- V 策定の方法

第 2 章 計画の基本的な考え方

- I 基本理念
- II 施策の体系

第 3 章 施策内容

- I 育児力・教育力の向上
- II 親子の心とからだの健康づくり
- III 子どもの育ちを支える保育・教育の推進
- IV 仕事と子育ての両立支援
- V 子育てを応援する地域づくり

第 4 章 5 か年事業計画（量の見込み・確保方策）

- I 教育・保育等の提供区域
- II 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
- III 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第 5 章 計画の進行管理

- I 計画の進行管理

資料編

<計画の内容>

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨・位置づけ

1. 計画策定の趣旨

- 計画策定の趣旨は、現計画に準じた表記とします。

【現計画】

- 本市では、少子化の進行や核家族化などの子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～」を策定し、次世代育成の施策を継続的に取り組んできたところです。
- このような中、国においては、平成24年に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連3法が制定されました。関連3法は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進するために、制定されたものです。また、制定された子ども・子育て支援法では、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられました。
- 本市における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、平成26年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画にも位置付け、平成27年度～令和元年度を計画期間とする計画を策定しました。
- 今回、本計画期間が終了することに伴い、本市における子育ての支援を継続的に実施していくため、平成令和2年度～令和6年度を計画期間とする第二期計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- 計画の位置づけは、基本的に現計画を引き継ぎます。

【現計画】

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けます。
- この計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、出雲市総合振興計画「出雲未来図」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、他の関連する個別計画と調和が保たれたものとなりました。
- この計画は、本市の子ども・子育て支援を着実に推進していくために、市民一人ひとりにはもとより、各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促進しようとするものです。

II 計画の基本的視点

- 計画の基本的視点は、基本的に現計画を引き継ぎます。

【現計画】

この計画を策定するにあたっての基本的な視点は次の3点です。

1 子どもの最善の利益の実現という視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの立場に立つことで、全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、すなわち「子どもの最善の利益」が実現されるための施策の展開を図ります。

また、子ども・子育て支援は、心身ともに健やかな子どもが育つよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

2 子育てをする保護者支援・保護者の自立という視点

子育ては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもと、男女がお互いに協力して子育てに取り組むという観点から施策を推進します。

また、保護者自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際の子育てを通じて、子どもが成長していく姿にふれることで成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援し、保護者として子育てに責任をもち、主体的に子育てに関わっていく意識づくりをしていくという視点から取り組みを進めます。

3 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

子どもは社会を構成する重要な一員であり、子どもを心身ともに健やかに育むために、家庭はもちろん、地域、企業、関係機関、行政をはじめ社会全体が様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携した施策を推進します。

また、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化などの問題をふまえ、全ての子どもと家庭への支援という視点から取り組みを進めます。

III 計画の期間

- 現計画は、子ども・子育て支援法に基づき平成27年度から5年を1期として策定しています。したがって、第二期事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年間とします。

IV 計画の対象

- 計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。また、同様に「子ども」とは18歳までを指します。（現計画と同様）

V 策定の方法

1. 出雲市子ども・子育て会議による審議

- 第二期事業計画の策定に当たっては、法第 77 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき子育て支援に係る当事者の意見を聴く必要があるため、出雲市子ども・子育て会議による審議をふまえて策定します。

2. ニーズ調査の実施

- 第二期事業計画の策定に当たっては、子育て家庭の現状とニーズを把握するため、保育・教育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。
- 児童の放課後等に関する現状とニーズを把握するため、就学後児童の保護者を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

3. 子ども・子育て支援法に定める記載事項

- 現計画と同様に、子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項・任意記載事項について記載します。

4. 関連する計画等

- 子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の計画について記載します。

【関連する計画等】

上位計画

- 出雲市総合振興計画 新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」[24～33 年度]
- 第 5 期出雲市障がい福祉計画 第 1 期出雲市障がい児福祉計画 [30～32 年度]

関連する他分野の計画

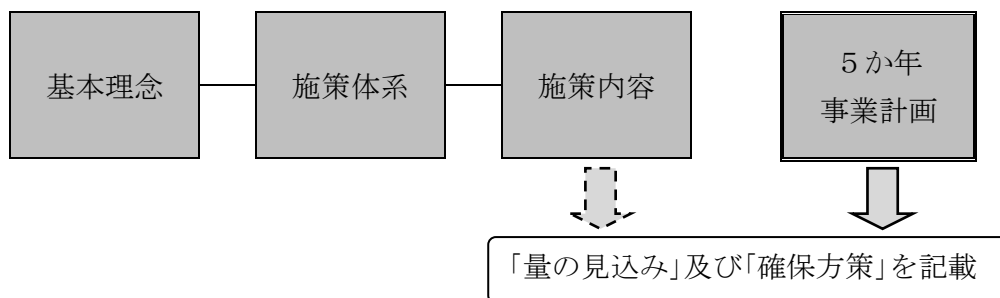
- 第 3 次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [30～34 年度]
- 第 2 次出雲市健康増進計画 [30～39 年度]
- 第 3 次出雲市食育推進計画 [30～39 年度]
- 出雲市自死対策総合計画 [31～35 年度]
- 第 4 次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [29～33 年度]
- 第 3 次出雲市DV対策基本計画 [29～33 年度]
- 第 3 期出雲市教育振興計画 [29～33 年度]
- 出雲市社会教育基本計画 [31～35 年度]

5. 策定スケジュール

- 令和元年 5 月 27 日 令和元年度第 1 回子ども・子育て会議
- 令和元年 月 日 令和元年度第 3 回子ども・子育て会議
- 令和元年 月 日 令和元年度第 4 回子ども・子育て会議
- 令和元年 月 日 パブリックコメント（意見公募）実施
- 令和 2 年 月 日 令和元年度第 5 回子ども・子育て会議

第2章 計画の基本的な考え方

- 「基本理念」に基づき「施策の体系」を示し、「施策内容」や「5か年事業計画（量の見込み・確保方策）」を記載していきます（現計画と同じ）。
- 「施策内容」は、現計画を踏まえ、基本施策ごとに取り組み内容・事業を記載します。また、教育・保育施設（事業）、地域子ども・子育て支援事業について、目標（36年度）及び施設・事業毎の見込みの算定の考え方等を記載します。



I 基本理念

- 計画の基本理念は、基本的に現計画を引き継ぎます。

基本理念【現計画】
子育てに喜びを実感できる社会の実現

(主旨)

- 全ての子どもが、地域の人々等に見守られながら、笑顔あふれる明るい家庭で大切に育てられ、健やかに成長することは社会全体の願いです。
- 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある出雲市の担い手の育成につながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。
- 子育てについては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人々が、子どもの育ちや子育て支援に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、子どもと親の育ちを協働で見守り支援し、子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる社会の実現をめざします。

めざす姿

子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも
 明日のいずもを担う子どもが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら
 自分自身で未来をひらく力を身につけられるまちづくり



基本理念

子育てに喜びを実感できる社会の実現



親子の成長を支える環境づくり

※個々の子どもの育ち、保護者の育ちの支援

基本目標 Ⅰ	基本目標 Ⅱ	基本目標 Ⅲ
向上 育児力・教育力の	健康づくり 親子の心とからだの	支える 子どもの育ちを 保育・教育の推進

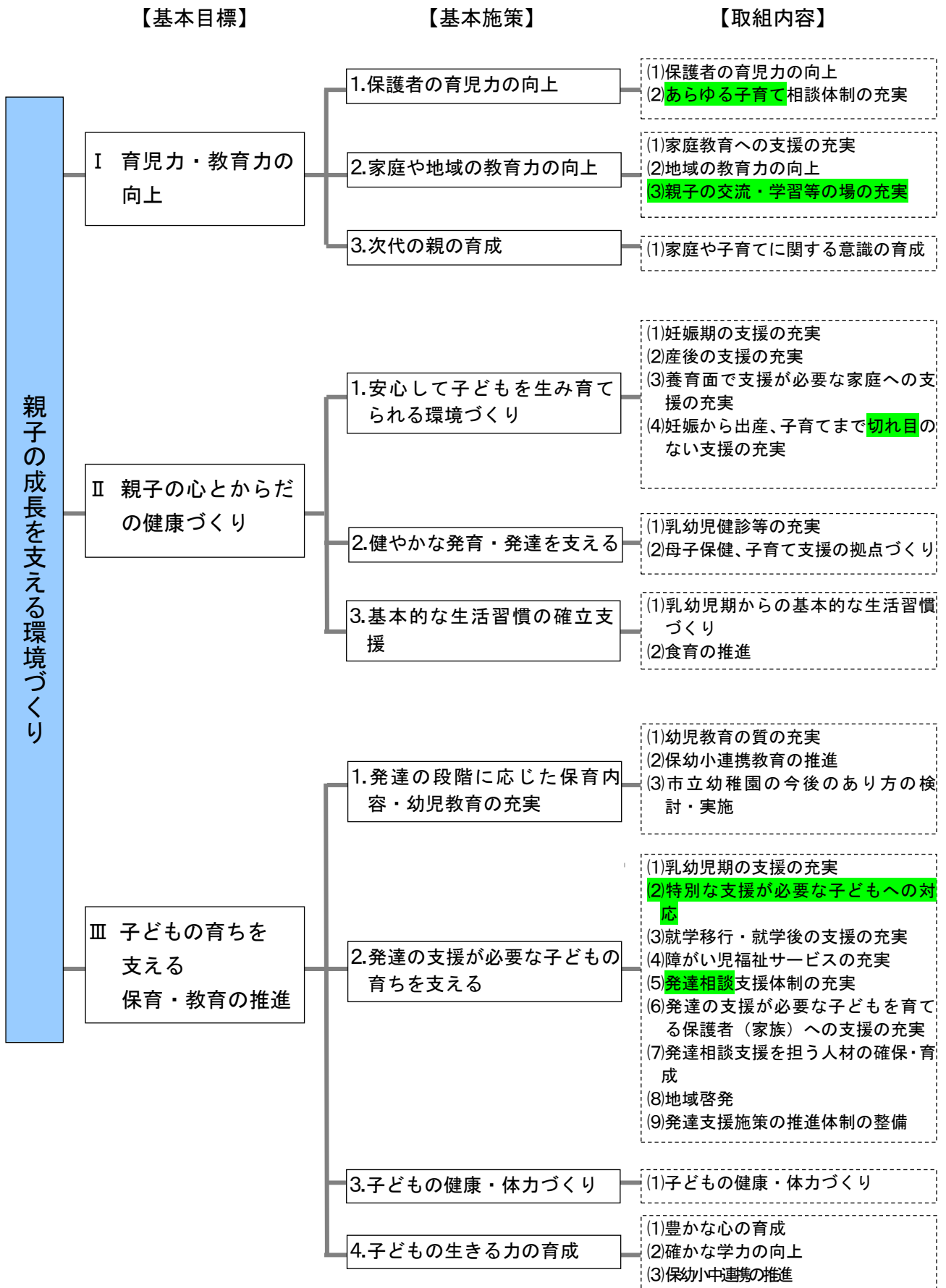
子育て家庭を応援する環境づくり

※社会の支援体制づくり

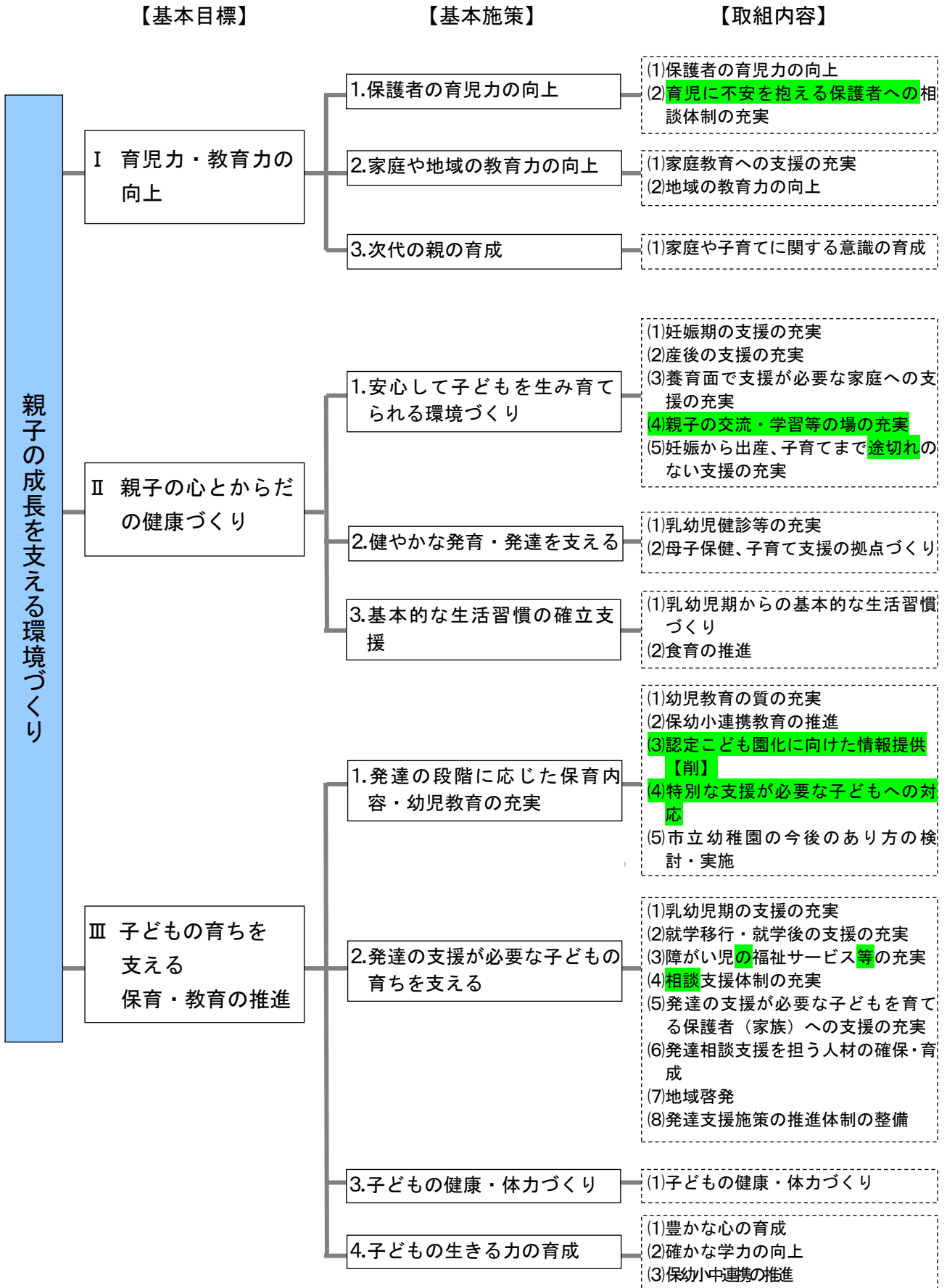
基本目標 Ⅳ	基本目標 Ⅴ
両立支援 仕事と子育ての	地域づくり 子育てを応援する

II 施策の体系

変更案



現計画



変更案

【基本目標】

【基本施策】

【取組内容】

子育て家庭を応援する環境づくり

IV 仕事と子育ての両立支援

1. 子育てに関する多様な支援の充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 幼稚園預かり保育の充実
- (3) 放課後児童クラブ等の充実
- (4) 情報提供の充実

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

- (1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

3. 男女共同参画社会の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進
- (3) 教育現場等における男女共同参画の推進
- (4) 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

V 子育てを応援する地域づくり

1. 地域における子育て支援

- (1) 全ての子育て家庭のための支援
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実
- (3) 子育て支援センターの充実
- (4) 地域に開かれた学校づくり
- (5) 保護者負担の軽減
- (6) 多文化子育て支援体制の強化【新】

2. 児童虐待防止対策の充実

- (1) こども家庭相談支援体制の強化
- (2) 予防啓発活動
- (3) 研修活動
- (4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実
- (5) 進行管理台帳管理の充実

3. 子どもの健全育成

- (1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実
- (2) 相談・支援体制の充実

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) 子育てや生活の支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 相談機能等の充実

現計画

【基本目標】

【基本施策】

【取組内容】

子育て家庭を応援する環境づくり

IV 仕事と子育ての両立支援

1. 子育てに関する多様な支援の充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 幼稚園預かり保育の充実
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 情報提供の充実
- (5) 保護者負担の軽減

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

- (1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

3. 男女共同参画社会の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進
- (3) 教育現場等における男女共同参画の推進
- (4) 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

V 子育てを応援する地域づくり

1. 地域における子育て支援

- (1) 全ての子育て家庭のための支援
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実
- (3) 子育て支援センターの充実
- (4) 地域に開かれた学校づくり
- (5) 子育て支援のネットワークづくり【削】

2. 児童虐待防止対策の充実

- (1) 予防啓発活動
- (2) 研修活動
- (3) 児童相談体制の充実・強化に向けた取組
- (4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実
- (5) 進行管理台帳管理の充実

3. 子どもの健全育成

- (1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実
- (2) 相談・支援体制の充実

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) 子育てや生活の支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 相談機能等の充実